

令和3年度 地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた
地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体の公募について
(公募要領)

令和3年1月26日
環境省大臣官房環境計画課

環境省では、地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けて、各地域において地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体の公募を行います。

事業の概要、応募方法その他留意していただきたい点は、この公募要領及び別添資料に記載するとおりですので、応募される方は、熟読していただくようお願いいたします。

なお、本公募は、令和3年度予算成立等を前提に行うものです。

また、活動団体として選定された場合には、環境省が後日別途発注・契約する「令和3年度環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム構築業務」において各種取組を実施いたしますので、当該業務に係る仕様書における活動団体に関わる記載内容に従っていただくことにご留意ください。

公募要領目次

I. 令和3年度 地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体の公募について

1. 公募目的
2. 公募対象
3. 審査
4. 選定における審査項目
5. 応募方法等
6. 取組内容、事業予算等
7. 事業実施体制

II. 留意事項等

1. 事業開始
2. 事業完了日
3. 留意点

I. 令和3年度 地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体の公募について

※ 本公募は、環境省が後日別途発注・契約する「令和3年度環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム構築業務」（以下、「PF構築業務」という。）の契約が前提となるものです。このため、契約の内容によっては、活動団体の選定後に取組内容等が変更になる場合があることをあらかじめご了承ください。

1. 公募目的

「第五次環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）においては、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の同時解決を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす新たな成長につなげていくこととしています。

その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進し、持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にしていくとともに、持続可能な社会を構築していくこととしています。

「環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」は、地域循環共生圏の創造を強力に推進するため、地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築と効果を測る指標の検討に向け、「地域循環共生圏の創造に向けた環境整備」、「地域循環共生圏の創造に向けた支援チーム等の形成・派遣」を各地域で実施します。

本公募は、地域循環共生圏の創造に向け、本事業の主体として「地域の総合的な取組となる経済合理性と持続可能性を有する構想策定及びその構想を踏まえた事業計画の策定」、「地域の核となるステークホルダーの組織化」等の環境整備と一緒に取り組んでいただける意欲ある団体を20団体程度公募し、令和2年度に公募選定し活動を継続する団体と合わせた30程度の団体とともに、地域の実情に応じた地域循環共生圏の創造に活動団体とともに取り組み、支援のあり方や効果を測る指標等の検討を実践的に行い、その結果を基に全国における地域循環共生圏の創造を強力に推進する「地域循環共生圏づくりプラットフォーム」を構築することを目的としています。

また、環境整備に取り組んだ活動団体のうち、一定の条件を満たした団体（8団体程度）については、より具体的な事業計画を策定し、ローカルSDGs（地域循環共生圏）ビジネス等の事業を具体化するため、専門家のチーム（支援チーム）の派遣等を通じた事業化支援をすることとしています。

2. 公募対象

公募の対象は、地方公共団体又は、地方公共団体と連携し地域循環共生圏創造に取り組む民間団体若しくは協議会（以下「活動団体」という。）とします。

また、複数の地方公共団体の連携による団体についても対象とします。

なお、取組内容が主として再生可能エネルギーの活用による脱炭素社会構築を想定している場合には本事業の対象とはなりませんので、「再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業」等のエネルギー対策特別会計による補助事業の活用をご検討ください。

(参考) <http://www.env.go.jp/guide/budget/r03/r03juten-sesakushu2.html>

3. 審査

提出された応募書類等を基に以下の審査を行い、ふさわしいと考えられる活動団体を、20団体程度選定する予定です。詳細な審査方法等は以下のとおりです（審査は非公開）。なお、応募から本審査までの間に、必要に応じて応募主体へ環境省（地方環境事務所含む。）がヒアリング等を行う場合があります。

(1) 書類審査

環境省で応募書類の内容等が公募の基礎的要件を満たしているかどうか審査します。例えば、応募書類の明らかな記入誤り（書式・活動内容等）や書類不備がある場合は、本審査の対象とならない場合があります。

(2) 本審査

書類審査を通過した応募について、環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業有識者会議（外部有識者等で構成。以下「有識者会議」という。）において、「活動団体の公募に係る応募書類審査の手順について」【別添1】及び「活動団体の公募に係る審査基準及び採点表」【別添2】に基づき厳正に審査します。

(3) 活動団体の決定

活動団体の採否の決定は、有識者会議による審査を基に行います。決定に当たっては、審査結果や予算の都合等により、選定された活動団体の取組内容の一部変更をすることがあります。なお、今回申請する活動に対して既に他の補助金等の支援を受けている場合は、内容の重複部分の費用計上はできません。

環境整備に係る事業実施期間については、原則単年度としますが、翌年度の予算が確保され、環境省が必要と認めた場合に限り、令和3年度を含む最長で2ヶ年、継続的に実施することができます。

4. 選定における審査項目

活動団体の選定における審査項目は、以下のとおりとし、総合的に評価するものとします。

(1) 書面審査における審査項目

- ・必要な内容が記載されているか。
- ・必要書類が添付されているか。
- ・民間団体又は協議会が活動団体の場合は、地方公共団体との連携方法及び地方公共団体の連携を確認できる資料が添付されているか。

(2) 有識者会議における審査項目

- ① 本事業への応募理由
 - ・地域の現状と課題が適切に把握されているか。
 - ・地域循環共生圏の構築を通じて目指したい地域の姿が適切なものであるか。
- ② 活動内容
 - ・活用したい（している）地域資源が適切なものであるか。
 - ・経済性、持続可能性がある等、実現したい事業が適正なものであるか。
 - ・想定される地域の環境・経済・社会への効果（指標）が適切なものか。
- ③ 実施体制の適正性
 - ・取組状況、進捗状況と今後のスケジュールが適切なものであるか。
 - ・実施体制が適切なものであるか。進捗に応じて、新しいステークホルダーを受け入れる余地があるかどうか。

5. 応募方法等

(1) 応募方法

公募期間内に、応募に必要な書類及び応募様式ファイルを保存した電子媒体（DVD-R）を郵送により提出するか、または、電子メールにより提出してください。

(2) 公募期間

令和3年1月26日（火）から令和3年2月24日（水）必着

(3) 応募に必要な書類

・応募申請書【様式1】

民間団体又は協議会が活動団体の場合は、定款や規約等、活動団体の概要が分かる説明資料を添付してください。なお、押印は不要ですが、文書の真正性を確保するため、申請書作成・提出に係る責任者及び担当者の氏名、連絡先等を必ず明記してください。

・事業実施計画書【様式2】

様式に従い、活動団体における審査項目について記載してください。
環境省HPにて提供している地域経済循環分析の結果等の現状や課題の把握に使用した資料を添付してください。

【地域経済循環分析】

<http://www.env.go.jp/policy/circulation/index.html>

(4) 書面による提出の場合の提出方法等

- ①提出方法 書留郵便等の配達記録が残るものに限ります。（提出期限必着）。
宛名面には「令和3年度地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体の応募書類」と明記してください。
- ②提出場所 環境省大臣官房環境計画課 地域循環共生圏PF事業活動団体公募担当者あて
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館25階

- ③部数 (3) の書類 (紙) 各 1 部
(3) の書類を保存したDVD-R 1 部

(5) 電子メールによる提出の場合

- ①提出方法 電子ファイル (PDF形式) により、電子メール※で送信してください。電子メールの件名には「令和3年度地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築に向けた地域循環共生圏の創造に取り組む活動団体の応募書類」と明記してください。送信後には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認してください。

※電子メール1通のデータ上限は7MB (必要に応じ分割すること)

- ②提出場所 sokan-keikaku@env.go.jp

(6) 留意事項

理由の如何によらず、提案書が提出期限内に提出場所に現に届かなかった場合は、審査の対象とはしません。また、来訪等による提出は期限内であっても受け取りません。

(7) 応募に関する質問の受付及び回答

- ① 受付先

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館25階
環境省大臣官房環境計画課

E-Mail : sokan-keikaku@env.go.jp

- ② 受付方法

電子メールにて受け付けます (電話、来訪等による問合せには対応しません。)。電子メールの件名は、「活動団体に関する質問」としてください。

メールには質問内容と合わせて、回答先となる担当窓口の所属 (部署)、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを明記してください。

- ③ 受付期間

令和3年2月15日 (月) まで

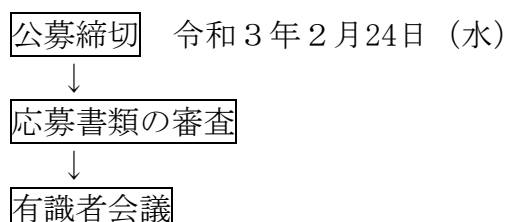
- ④ 回答

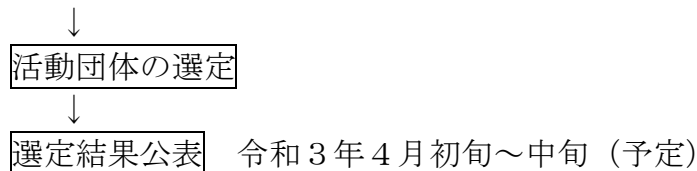
令和3年2月17日 (水) 17時までに、電子メールにより行います。

(8) 応募書類提出後のスケジュール

応募書類提出後のスケジュールの概略は、以下のとおりです。

書面審査を通過した者を審査するため、有識者会議を開催します。





6. 取組内容、事業予算等

(1) 地域循環共生圏の創造に向けた環境整備

活動団体は、地域循環共生圏の創造に向け、「地域の総合的な取組となる経済合理性と持続可能性を有する構想策定及びその構想を踏まえた事業計画の策定」、「地域の核となるステークホルダーの組織化」の取組を、P F 構築業務の請負者（以下「請負者」という。）と協定を締結の上実施していただきます。取組にあたっては、環境省地方環境事務所及び環境パートナーシップオフィス（E P O）／地球環境パートナーシッププラザ（G E O C）が、構想策定・事業計画策定・ステークホルダーの組織化等の、環境整備の各過程に応じた助言等のサポートを行います。

これらの環境整備に取り組む活動団体については、1 団体当たり、200万円（税込）を上限として、請負者が取組に要した経費を負担します。

経費の種目については、賃金、共済費、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料、賃借料及び消耗品費を想定しています。ただし、地方公共団体が活動団体となる場合、常勤職員の賃金及び共済費等は対象となりません。また、5万円を超える備品購入や施設整備等、事業終了後に財産となるような資金は対象となりません。また、ここに示した対象経費に合致する場合であっても、支出目的が事業の目的に合致しないと判断される場合には、対象とならないことがあります。

なお、地域の実情に応じた地域循環共生圏の創造、支援のあり方や効果を測る指標等の検討を実践的に行うため、以下に掲げる内容への対応及び資料の提出を必須とします。

① 「環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくり 構想策定の手引き」【別添3】を参考に環境整備に取り組むとともに、取組の成果報告として、請負者を通じて以下の成果物の提出をしていただきます。

- ・地域の構想を書き示したコンセプトペーパー
- ・ステークホルダーリスト（掲載者の了承を得たもの）
- ・地域の構想の核となる事業の概要（3つ）（事業のタネシート）
- ・地域における取組の成果を測定する指標案（目標シート）

提出の時期については、2月初旬～中旬頃を予定しています。なお、進捗状況の確認のため、11月中旬～下旬頃（予定）に中間報告を行っていただきます。

また、必要に応じて取組実施期間中に数回程度、資料の提出を求める場合があります。

なお、各様式については、別途指示します。

② E P Oが活動団体に対して、活動団体の事業目標及び年間計画等、今後のサポートに必要と思われる事項について、年度当初にヒアリングを行います。

また、必要に応じて取組実施期間中に数回程度、別途ヒアリングを行う場合があります。

③ 以下の予定されている会議へ出席していただきます。

- ・情報交換会（1回、都内、2日程度、5月頃予定）

・中間報告会（1回、オンライン、3時間程度、12月頃予定）

・成果報告会（1回、都内、2日程度、3月頃予定）

※ 新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、都内開催の会議へはオンラインによる参加も可とする予定。

④ 活動地域において、活動団体の実施状況について、活動団体、地域のステークホルダー、環境省等を交えた意見交換会を、1回開催してください。時期については10月初旬～11月初旬頃を予定しています。

なお、1回分の意見交換会開催に要する、資料印刷、会場借上料等の費用については、EPOが負担します。

⑤ 「地域循環共生圏実践地域等登録制度」への登録をお願いします。登録方法及び提出様式については、以下をご参照ください。

http://chiikijunkan.env.go.jp/tsunagaru/chiiki_touroku/

（2）地域循環共生圏の創造に向けた支援チーム等の形成・派遣

令和元年度から令和2年度に選定された活動団体のうち、地域の構想が策定され、ステークホルダーの組織化等の環境整備が十分に整ったと環境省が認めた活動団体については、より具体的な事業計画を策定し、ローカルSDGs（地域循環共生圏）ビジネスを具体化するため、請負者が各分野の専門家からなる支援チームの形成・現地派遣を実施します。これらに要した経費や必要に応じて配置する現地コーディネーターに要した経費等を負担します。

※本事業のスキーム等については、以上に記載した内容のほか、「環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」【別添4】を参照してください。

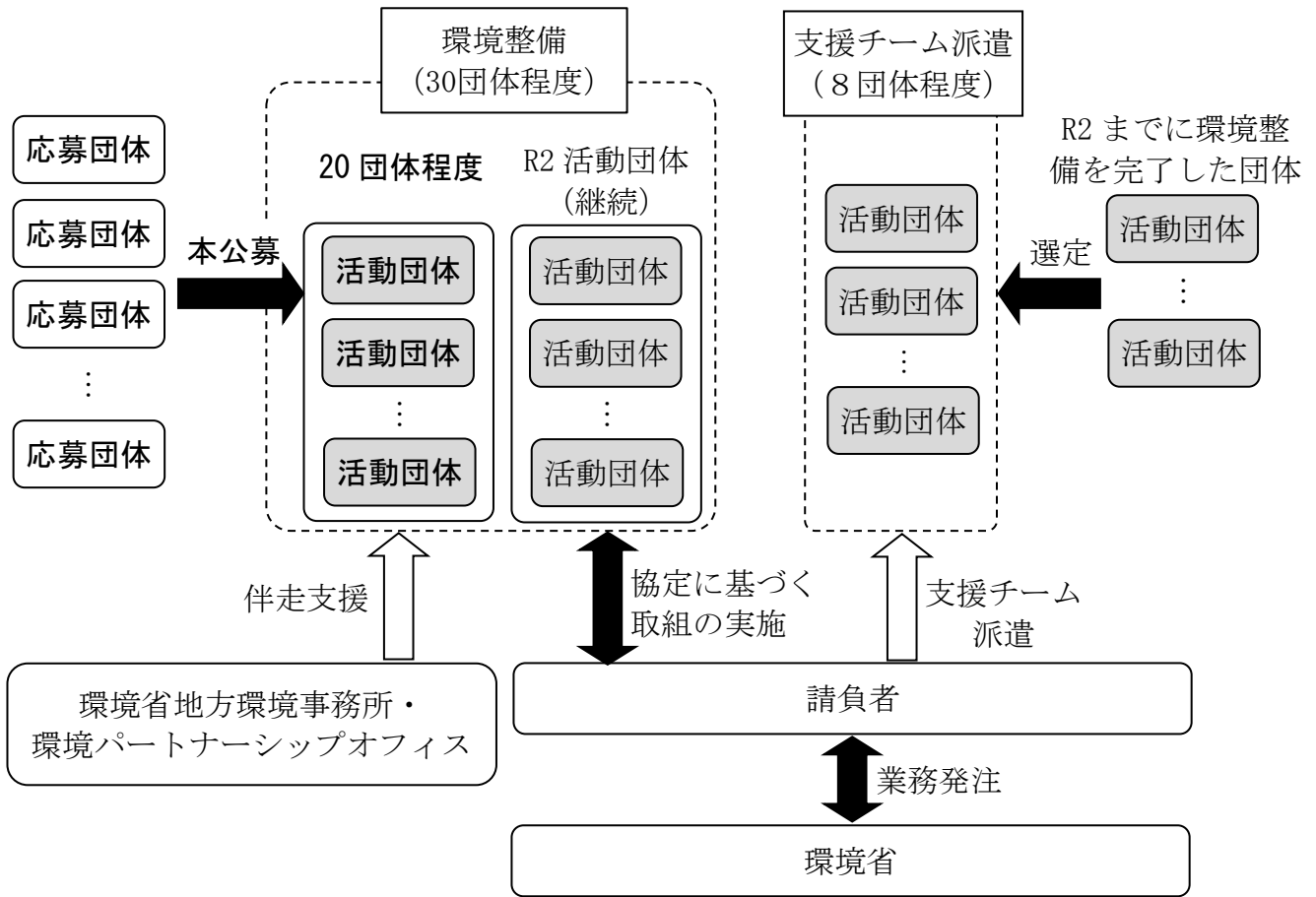
7. 事業実施体制

PF構築業務は、選定された活動団体の活動地域において「地域の総合的な取組となる経済合理性と持続可能性を有する構想策定及びその構想を踏まえた事業計画の策定」、「地域の核となるステークホルダーの組織化」等の環境整備や専門家のチーム（支援チーム）の派遣により、地域の実情に応じた地域循環共生圏の創造に活動団体とともに取り組み、支援のあり方や効果を測る指標等の検討を実践的に行い、その結果を基に全国における地域循環共生圏の創造を強力に推進する「地域循環共生圏づくりプラットフォーム」の構築を行うものです。

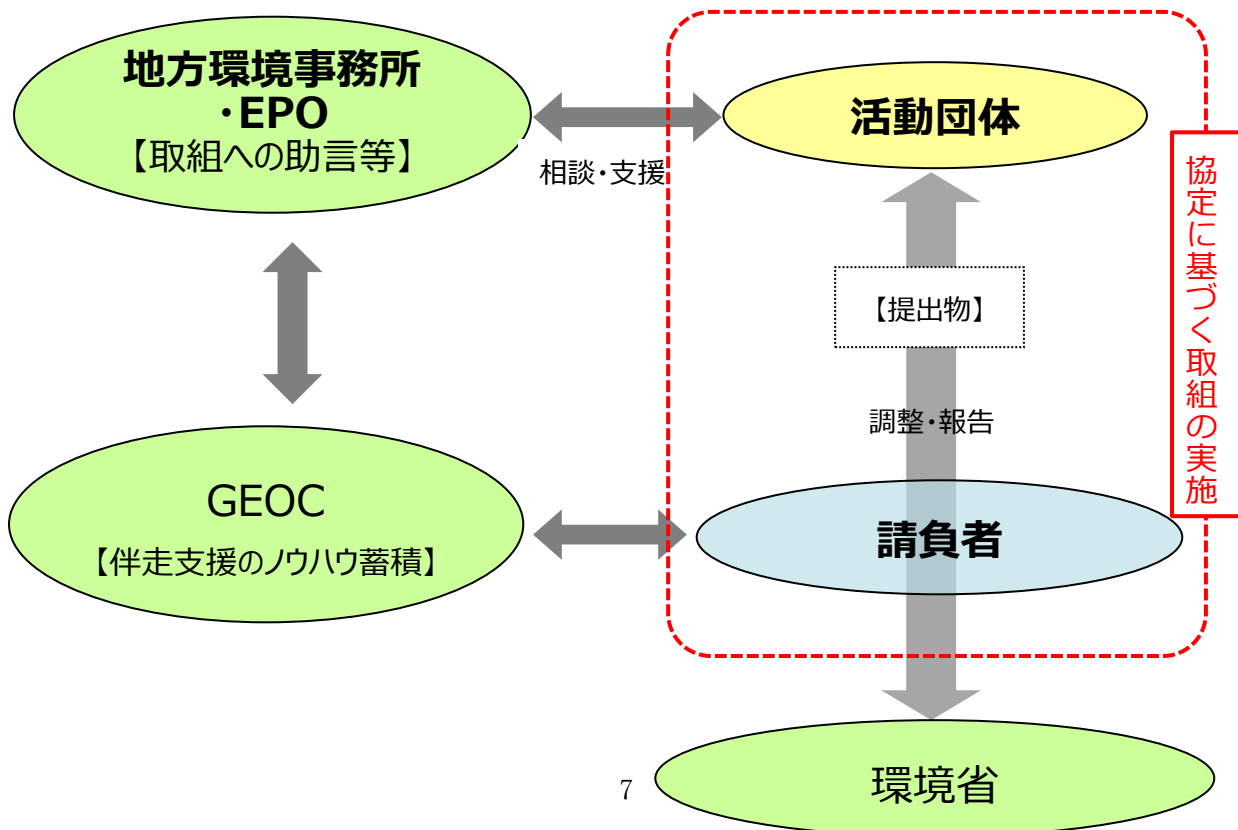
選定された活動団体は、請負者と経費負担等事業実施に係る協定を締結し、取組を実施していただきます。

なお、環境省地方環境事務所及び地方環境パートナーシップオフィス（EPO）／地球環境パートナーシッププラザ（GEOC）が、関係者との調整、会議運営、人材育成、活動団体が構想策定を通じて行う課題整理・協働取組、事業発掘等の各過程において助言等を行います。

【事業実施体制図】



【環境整備の進め方】



II. 留意事項等

1. 事業開始

選定された活動団体は、請負者と協定を締結のうえ取組を行うことになるため、活動団体の取組実施により請負者が負担する経費の執行は環境省と請負者の契約日以降に可能となります。

2. 事業完了日

活動団体としての完了日は、請負者との協定に基づく指定日となります。

3. 留意点

(1) 再公募の実施

環境省が必要と判断した場合、再公募を行います。

(2) 応募書類の取扱

提出された応募書類は、応募者に返却いたしません。

提出された応募書類のうち、事業実施計画書【様式2】については、請負者の公募の際に、応募者と相談のうえ不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて、仕様書の一部として開示されます。これ以外の応募書類については、応募者に無断で、環境省において応募書類の審査以外の目的に使用することはありません。なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報を除いて開示される場合があります。

(3) その他

上記のほか、請負業務であるPF構築業務の詳細等必要な事項は、「令和3年度環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム構築業務に係る仕様書（案）」【別添5】を参照してください。